2　出入国在留管理庁の設置に伴い、出入国在留管理庁長官の権限に関する規定を整備することとした。（第二条、第九条、第九条の二、第一四条の二、第一七条、第一九条～第一九条の四、第一九条の六～第一九条の一三、第一九条の一五～第一九条の一七、第一九条の三六～第二〇条、第二二条、第二二条の四、第二三条、第二六条、第四一条、第五〇条、第五二条、第五五条、第五九条の二、第六一条の二の二、第六一条の二の七、第六一条の二の一二、第六一条の二の一三及び第六一条の八～第六一条の九関係）

3　特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならないものとした。（第二条の三及び第二条の四関係）

4　特定技能雇用契約等に関する規定の整備

㈠　別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行おうとする外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下「特定技能雇用契約」という。）及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関は、法務省令で定める基準に適合するものでなければならないものとした。（第二条の五第一項～第四項関係）

㈡　特定技能雇用契約の相手方である本邦の公私の機関（以下「特定技能所属機関」という。）が契約により8の登録支援機関にこの法律の規定に適合する一号特定技能外国人支援計画（以下「適合一号特定技能外国人支援計画」という。）の全部の実施を委託する場合には、当該特定技能所属機関は、適合一号特定技能外国人支援計画の適正な実施に係る基準に適合するものとみなすこととした。（第二条の五第五項関係）

㈢　別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、当該機関が当該外国人に対して行う、同号に掲げる活動を行おうとする外国人が当該活動を安定的かつ円滑に行うことができるようにするための職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援（以下「一号特定技能外国人支援」という。）の実施に関する計画（以下「一号特定技能外国人支援計画」という。）を作成しなければならないものとし、同計画は、法務省令で定める基準に適合するものでなければならないものとした。（第二条の五第六項～第八項関係）

5　別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行おうとする外国人に係る上陸の手続に関する規定を整備することとした。（第七条第一項第二号、同条第二項及び第七条の二第三項～第五項関係）

6　特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人（以下「特定技能外国人」という。）に係る届出並びに特定技能所属機関に対する指導、助言、報告徴収及び改善命令等に関する規定を整備することとした。（第一九条の一六第二号及び第一九条の一八～第一九条の二一関係）

7　特定技能所属機関は、適合一号特定技能外国人支援計画に基づき、一号特定技能外国人支援を行わなければならないものとした。（第一九条の二二第一項関係）

8　登録支援機関に関する規定の整備

㈠　契約により委託を受けて適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施の業務を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができるものとした。（第一九条の二三第一項関係）

㈡　登録の申請、登録支援機関に対する指導及び助言、報告又は資料の提出等について所要の規定を設けることとした。（第一九条の二四～第一九条の三四関係）

9　特定技能の在留資格の変更に関する規定を整備することとした。（第二〇条第一項関係）

10　関係行政機関との関係に関する規定を整備することとした。（第六一条の七の七関係）

11　この法律の規定に違反した者について、所要の罰則規定等を設けることとした。（第七一条の三、第七一条の四、第七六条の二及び第七七条の二関係）

12　別表第一の整備

㈠　特定技能の項を加え、特定技能の在留資格をもって在留する外国人が本邦において行うことができる活動を規定することとした。（別表第一の二の表関係）

㈡　家族滞在の在留資格をもって在留する外国人が本邦において行うことができる活動として、別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動を追加することとした。（別表第一の四の表関係）

二　法務省設置法の一部改正関係

1　法務省の任務のうち出入国の公正な管理に係る部分を「出入国及び外国人の在留の公正な管理」に改めることとした。（第三条関係）

2　法務省の外局として出入国在留管理庁を置き、同庁の長を出入国在留管理庁長官とするほか、出入国在留管理庁の任務及び所掌事務を定めることとした。（第二六条～第二九条関係）

3　入国者収容所を出入国在留管理庁の施設等機関として置き、地方入国管理局を地方出入国在留管理局とし、出入国在留管理庁の地方支分部局として置くこととした。（第八条、第一三条、第一五条、第二一条～第二三条及び第三〇条～第三三条関係）

三　地方自治法等の一部改正関係

前記の改正に伴い地方自治法（昭和二二年法律第六七号）等について、所要の改正を行うこととした。（附則第七条～第一七条関係）

四　施行期日等

1　政府は、特定技能の在留資格に係る制度の運用に当たっては、人材が不足している地域の状況に配慮し、特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（附則第二条関係）

2　政府は、この法律の公布後、速やかに、本邦に在留する外国人に係る在留管理、雇用管理及び社会保険制度における在留カードの番号その他の特定の個人を識別することができる番号等の利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第一八条第一項関係）

3　政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、特定技能の在留資格に係る技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとした。（附則第一八条第二項関係）

4　この法律は、一部の規定を除き、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（法律第一〇三号）（文部科学省）

1　総則

㈠　目的

この法律は、特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入場券の適正な流通を確保し、もって興行の振興を通じた文化及びスポーツの振興並びに国民の消費生活の安定に寄与するとともに、心豊かな国民生活の実現に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　定義

この法律に用いる用語の定義を定めることとした。（第二条関係）

2　㈠　特定興行入場券の不正転売等の禁止

何人も、特定興行入場券の不正転売の禁止

何人も、特定興行入場券の不正転売をしてはならないこととした。（第三条関係）

㈡　特定興行入場券の不正転売を目的とする特定興行入場券の譲受けの禁止

何人も、特定興行入場券の不正転売を目的として、特定興行入場券を譲り受けてはならないこととした。（第四条関係）